

所得の証明について

就学援助の審査には、世帯全員(20歳以上)の令和6年度住民税(令和5年分の所得)の申告が必要となります。申告が済んでいないと、審査ができず保留となります。保留状態が解消されない場合は、却下となります。

まず、申請書をご提出いただいた上で、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。

1 令和6年1月1日に新宿区に住民登録がある方

令和6年度住民税(令和5年分の所得)の申告をしてください。

所得の申告が必要な方のご職業等	所得の申告先
給与所得者(サラリーマン)の方	
①給与所得のみの場合 (源泉徴収票に「普通徴収」の記載がない場合)	勤務先から所得の申告がされることをご確認ください。
②給与所得以外に所得がある場合、中途就職・退職の場合 (源泉徴収票に「普通徴収」の記載がある場合)	新宿区役所税務課 管轄の税務署
事業所得者(自営業者等)又は その他(パート・アルバイト等)の方	新宿区役所税務課 管轄の税務署
所得のなかった方	新宿区役所税務課

- ・税務署で「申告の必要はない」と言われた方や、収入がない方も、収入の有無にかかわらず、新宿区役所税務課へ申告してください。扶養している人がいる場合、その事実も必ず申告してください。
- ・20歳未満のお子様で、特に収入がない場合は申告の必要はありませんが、ご家族が20歳以上のお子様を扶養している場合は、申告時に、その方を扶養している旨の記載をしてください。

2 令和6年1月1日に新宿区に住民登録がない方(国内にいた方)

令和6年1月1日にお住まいの区市町村にお問い合わせの上、令和6年度住民税(令和5年分所得)の申告を行った上で、以下のどちらかをご提出ください。

- (1) 令和6年1月1日にお住まいだった区市町村の、世帯全員(※1)の「令和6年度住民税課税(非課税)証明書(扶養の記載、総所得金額の記載があるもの)」(※2)
 - ※1 控除対象配偶者や扶養親族は、提出の必要はありません。
 - ※2 源泉徴収票では受付できません。
- (2) 令和6年度 新宿区就学援助費 個人番号記入用紙
 - ・本用紙は、新宿区住民税の情報が確認できない方へ6月末頃に郵送します。
 - ・記入用紙が届かない場合は、お手数ですがお問い合わせください。

3 令和6年1月1日に新宿区に住民登録がない方(海外にいた方や、申告ができない方)

以下の担当までご連絡ください。

新宿区教育委員会事務局 学校運営課学校運営支援係

TEL 03-5273-3089 (直通) FAX 03-5273-3580